

仮住民票を作成してご本人様に通知します

新制度への円滑な移行を図るため、平成24年5月7日を基準日として、その基準日に外国人登録原票に登録されている外国人の方に「仮」の住民票を作成し、ご本人様にお送りしますので内容をご確認願います。（5月中に郵送にてお送りする予定です。）記載事項に変更が必要な場合には、施行日前に変更登録申請等の手続きをお願いします。

新制度への移行は現行の外国人登録制度をもとに作成されますので、実態にあった正しい内容となるよう、お住まいの市町村の外国人登録窓口において正確な登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

新制度施行後に国内で住所を変更される方

転出の際には日本人と同様に転出の手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。またその際には、「在留カード」又は「特別永住者証明書」、「外国人登録証明書」のいずれかをご持参ください。

さらに詳しくお知りになりたい方

当制度や手続きの内容について詳しくお知りになりたい方は、下記のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

在留資格や在留カードに関すること

【法務省ホームページ】

「新しい在留管理制度がスタート！」 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

「特別永住者の制度が変わります！」 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

《お問い合わせ先》 外国人在留総合インフォメーションセンター

電話0570-013904（平日 午前8時30分～午後5時15分まで）

住民票に関すること

【総務省ホームページ】

「外国住民にかかる住民基本台帳制度について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

担当窓口 役場1階 町民課 窓口係 電話0574 - 43 - 2111(内線 2112・2113)

町民課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

～高額な外来診療を受けるみなさまへ(平成24年4月開始)～

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、保険証とともに限度額適用認定証等や高齢受給者証を提示することにより、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。（事前に限度額適用認定証等の交付手続きが必要です。）

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日

からは、医療機関等の窓口で限度額適用認定証等を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができるようになります。（入院治療については、以前から限度額適用認定証等の対象となっています。）

詳しくは、役場1階 町民課 国民健康保険係 医療年金係 電話0574 - 43 - 2111（内線2114・2115）までお尋ねください。

